

帰国後に受け取る外国公的年金の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

日本国籍の内国法人社員Aは、長期にわたり当該内国法人の米国子法人において勤務し、退職後1年間米国に滞在したが、平成25年4月に帰国し、今後は日本で生活することとした。Aは、平成25年2月に米国の公的年金を受け取っている。4月に帰国後、日本の厚生年金と米国の公的年金の双方を受け取っている。Aの平成25年分の課税関係はどうなるのか。

〔ポイント〕

- 1 Aの居住形態の判定
- 2 日米社会保障協定
- 3 日米租税条約の適用関係
- 4 平成25年分の課税関係
- 5 結論

〔検討〕

1 Aの居住形態の判定

事例によれば、Aは、平成25年1月～3月末まで米国に滞在し、4月に日本に帰国してその後日本に居住している。Aのこの間の居住形態は、米国滞在中が米国居住者、日本非居住者であり、4月の帰国後は、日本居住者（永住者）ということになる。永住者の日本における課税所得の範囲は、全世界所得である。

なお、居住者については、所得税法第2条第1項第3号において、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。」と定義されている。さらに、住所

の意義については、所得税基本通達2-1（住所の意義）において、住所は、「法に規定する住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する。」と定義されている。

2 日米社会保障協定

日米間では、「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（日米社会保障協定）が、平成17年（2005年）10月1日に施行されている。

例えば、内国法人から米国子法人に出向した日本人社員の米国勤務期間が5年以内であれば、米国における公的年金の保険料の支払いが免除されることになるが、5年を超えて長期にわたる米国勤務の場合は、この免除はないことになる。

米国の年金制度の加入期間が1年6か月以上であり、かつ、日米双方の年金制度加入期間の通算が10年以上である場合、米国の年金制度から老齢年金を受け取ることができる。また、同時のこの者が日米両国の年金制度の加入期間が通算して25年以上である場合、日本の年金制度から年金を受け取ることができる。

事例にあるAの場合は、この後者に該当するものと思われる。

なお、米国の公的年金制度は、OASDI (Old-Age, Survivors and Disability Insurance) というもので、高齢者、遺族及び障害者に対する保険である。この制度は、1935年制定の社会保険法により始まり、当時は、農業以外の被用者等が対象であったが、その後適用範囲が拡大して

米国における勤労者の約96%がこの制度に加入している。年金の支給開始年齢は、生年月日により異なるが、65、66、67歳であり、繰り上げて支給を受けることもできる。ちなみに、米国連邦政府の職員の年金は、この制度に加入することになっているが、独自の年金制度を有していることから、その年金は、いわゆる2階建ての形となっている。

3 日米租税条約の適用関係

Aは、長期にわたり米国において会社員として役務提供を行い、その役務提供に基因して年金を受け取ることになることから、その役務の提供をした国に課税権があるとするのが、役務提供所得に関する課税原則であるが、会社員が退職後に受け取る年金等については、一般に、退職後の居住地国において課税することになっている。日米租税条約では、第17条（退職年金）に退職後の居住地国において課税することが規定されている。

4 平成25年分の課税関係

(1) 公的年金等の範囲

この雑所得となる主な公的年金等は、①国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金、②過去の勤務により会社などから支払われる年金、③外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で①に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの、である。

このAが米国から支給されている年金は、上記①に掲げる社会保険等に類するものといえよう。

(2) 公的年金等の課税

日本における公的年金等の課税は、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある場合、確定申告により税額を精算することになる。ただし、平成23年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以

下である場合には確定申告の必要はない。

この確定申告不要の規定は、所得税法第121条（確定所得申告を要しない場合）第3項に次のように規定されている。

「その年において第35条第3項（雑所得）に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。）が20万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。」

5 結論

上記1で検討したように、Aは、平成25年3月末までは、米国居住者、日本非居住者である。同年4月以降のAの居住形態は、永住者であることから、4月以降に受領する米国及び日本の年金は日本で課税対象となる。この場合、米国の年金額は円換算することになるが、その合計額に対して、上記の所得税法第121条（確定所得申告を要しない場合）第3項の適用を検討する必要がある。

また、内国法人等から企業年金がある場合、国内法では、これは公的年金等に含まれるが、外国法人等からの企業年金については、公的年金等に含まれないことから、所得税法第121条第3項の適用はできないものといえよう。

しかし、事例では、Aが受領した年金は、米国の公的年金ということであるので、その金額を円換算して、日本の公的年金等と同様に扱って問題はないものと思われる。